

吉川市告示第226号

吉川市学校給食センター整備運営事業について、下記のとおり総合評価方式による一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

平成25年10月1日

吉川市長 戸張胤茂

1 総合評価一般競争入札に付する事項

- (1) 事業名称 吉川市学校給食センター整備運営事業
- (2) 事業用地 吉川市大字川藤字前新田3265番1 外3筆
- (3) 事業概要 1日当たり7,500食の調理能力を有する新学校給食センターの設計・建設及び維持管理・運営、既存学校給食センター及び既存学校給食調理場の解体・撤去、関小学校及び栄小学校の配膳室増築をPFI手法によるBTO方式（Build Transfer Operate）により実施する。
- (4) 事業期間 事業契約締結日より平成43年3月31日
- (5) 予定価格 6,546,996千円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 入札参加者の構成等

- ア 入札参加者は、複数の企業で構成するグループ（以下「入札参加グループ」という。）とする。入札参加グループは、代表企業を定め、それ以外の企業は構成企業とする。
- イ 代表企業若しくは構成企業が業務に当たらない場合には、当該業務を実施させる企業を協力企業として、参加表明書において明記すること。また、参加表明書に代表企業名を明記し、必ず代表企業が入札手続を行うこと。
- ウ 入札参加者は、入札の結果、落札者として選定された場合は、代表企業及び構成企業の出資により、吉川市学校給食センター整備運営事業を目的とする会社（以下「SPC」という。）を仮事業契約締結時まで設立するものとする。なお、代表企業は、入札参加グループ中最大の出資割合を負担するものとする。
- エ 代表企業及び構成企業以外の者がSPCの出資者になることは可能であるが、全

事業期間を通じて、当該出資者の出資比率は出資額全体の100分の50未満とすること。

(2) 各業務を実施する企業の参加資格要件

代表企業、構成企業及び協力企業のうち設計、建設、工事監理、維持管理及び運営の各業務を行う者(事業者が設立するSPCからこれらの業務を受託する者を含む。)は、それぞれア、イ、ウ、エ及びオの要件を満たさなければならない。なお、複数の要件を満たす者は、当該複数業務を行うことができる。ただし、建設業務を行う者及びこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者は、工事監理業務を行うことはできない。なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50以上の株式を有し、又はその出資の総額の100分の50以上の出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。

ア 設計業務を行う者

次に掲げる要件に該当すること。ただし、設計業務を複数の設計企業で実施する場合は、少なくとも1社が全ての要件に該当し、(ア)及び(イ)の要件については、全ての企業がいずれにも該当すること。

(ア) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。

(イ) 本市の平成25・26年度の入札参加資格者名簿に登録されていること。

(ウ) HACCP(Hazard Analysis Critical Control Point)対応施設に対する相当の実績等を有していること。(HACCP認証取得施設、ISO22000認証取得施設又は地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業等によりHACCPと同等の自主衛生管理を行っていると認められた施設の設計実績、ドライシステムの学校給食施設の設計実績、HACCPに関する書籍の出版等の実績、HACCPに関する審査員資格等を有しているものを配置すること等をいう。以下同じ。)

(エ) 延べ面積2,000㎡以上の公共施設の設計実績(基本設計又は実施設計)を有していること。

(オ) 平成15年4月以降に着手した学校給食センター又は公用若しくは公益的施設(以下「学校給食センター等」という。)における集団調理施設の設計実績

(基本設計又は実施設計)を有していること。

イ 建設業務を行う者

次に掲げる要件に該当すること。ただし、建設業務を複数の建設企業で実施する場合は、少なくとも1社が全ての要件に該当すること。

- (ア) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であること。
- (イ) 本市の平成25・26年度の入札参加資格者名簿に登録されており、建築一式工事においてランクAで登録されている者であって、延べ面積2,000㎡以上の公共施設の施工実績を有していること。
- (ウ) 平成15年4月以降に着手した学校給食センター等の集団調理施設又は調理施設を有する学校等の施工実績を有していること。

ウ 工事監理業務を行う者

次に掲げる要件に該当すること。ただし、工事監理業務を複数の工事監理企業で実施する場合は、少なくとも1社が全ての要件に該当するものとし、(ア)及び(イ)の要件については、全ての企業がいずれにも該当すること。

- (ア) 建築士法第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- (イ) 本市の平成25・26年度の入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (ウ) 延べ面積2,000㎡以上の公共施設の工事監理実績を有していること。
- (エ) 平成15年4月以降に着手した学校給食センター等の集団調理施設又は調理施設を有する学校又は公用若しくは公益的施設（以下「学校等」という。）の工事監理実績を有していること。

エ 維持管理業務を行う者

- (ア) 本市の平成25・26年度の入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (イ) 平成15年4月以降に着手した学校給食センター等の集団調理施設又は調理施設を有する学校等において、維持管理業務の実績を有していること。

オ 運營業務を行う者

- (ア) 本市の平成25・26年度の入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (イ) HACCPに対する相当の実績等を有していること。
- (ウ) 給食調理業務を行う者については、平成15年4月以降に学校給食センター等

の集団調理施設又は調理施設を有する学校等において、1日当たり1,000食以上の調理業務の実績を有していること。

(エ) 学校給食センター等の集団調理施設での調理業務の経験が2年以上で、かつ、栄養士又は調理師のいずれかの資格を有する者を、調理責任者として、当該調理業務を実際に行う企業の正規職員として配置できること。

(3) 入札参加者及び協力企業の制限

次のいずれかに該当する者は、入札参加者及び協力企業となることはできない。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者。ただし、再生計画の認可決定を得、かつ、再生計画の取消決定を受けていない者を除く。
- ウ 会社法（平成17年法律第86号）第511条の規定による特別清算開始の申立てがなされている者又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てがなされている者
- エ 本市から指名停止措置を受けている者
- オ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反し、公正取引委員会から排除措置等の命令を受けている者
- カ 本事業に係るアドバイザー業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、「本事業に係るアドバイザー業務に関与した者」とは、次に掲げる者である。
 - (ア) 株式会社 建設技術研究所
 - (イ) シリウス総合法律事務所
 - (ウ) 株式会社 学校文化施設研究所
- キ PFI事業等審査委員会の委員と資本面又は人事面において関連がある者。なお、委員公表日以降に、本事業に関わって、当該委員に接触を試みた者は、入札参加資格を失うものとする。
- ク 最近1年間において国税及び地方税を滞納している者
- ケ 入札参加者及び協力企業のいずれかで、他の入札参加者又は協力企業として参加

している者（ただし、給食配送・食器等の回収業務を実施する協力企業として本事業に参加しようとする者は、複数の入札参加者の協力企業となることができる。）

3 入札に関する手続

(1) 入札公告、入札説明書等の公表

平成25年10月1日(火)に、本事業の調達に係る入札公告を行い、合わせて入札説明書等を吉川市公式ホームページ上で公表する。

(2) 資料の閲覧

既存学校給食センター及び既存学校給食調理場の設計図、造成計画図、地盤調査資料の閲覧を、次のとおり行う。

ア 閲覧期間：平成25年10月1日(火)から平成26年1月24日(金)まで(閉庁日を除く)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

イ 閲覧場所：教育委員会学校教育課

ウ 資料の貸出し：行わないこと。

(3) 札説明書等に関する第1回質問及び意見・回答

入札説明書等に関する質問及び意見を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間：入札説明書等公表の日から10月15日(火)午後5時まで

イ 受付方法：質問書に記入の上、教育委員会学校教育課に原則としてEメールにより提出すること。

ウ 回答：平成25年11月上旬に吉川市公式ホームページにおいて公表する予定であること。

(4) 入札説明書等に関する第2回質問及び意見・回答

入札説明書等に関する質問及び意見を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間：第1回質問への回答の日から11月19日(火)午後5時まで

イ 受付方法：質問書に記入の上、教育委員会学校教育課に原則としてEメールにより提出すること。

ウ 回答：平成25年12月上旬に吉川市公式ホームページにおいて公表する予定であること。

(5) 入札参加表明の受付

事業提案を提出する入札参加者は、参加表明書を次の期間に提出すること。参加表

明書の提出を行った者に受付番号を通知すること。

ア 受付期間：平成26年1月6日（月）から平成26年1月10日（金）までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時（最終日は午後2時）までとする。

イ 提出場所：教育委員会学校教育課

ウ 提出方法：持参すること。

エ 提出書類：入札説明書を参照すること。

(6) 入札参加資格審査書類及び入札書類の受付期間、場所及び方法

入札参加資格審査書類及び入札書類を提出する入札参加者は、関係する書類を下記の期間に提出しなければならない。入札日時に遅れた場合は、入札に参加できない。

ア 受付期間：平成26年1月27日（月）から平成26年1月31日（金）までの平日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

イ 提出場所：教育委員会学校教育課

ウ 提出方法：持参すること。

エ 提出書類：入札説明書を参照すること。

オ 提出部数：入札説明書を参照すること。

(7) 入札の手順

ア 提出された入札参加資格審査書類等及び入札書類が全て揃っていることを確認し、揃っていない場合は失格とする。

イ 入札参加資格審査書類等及び入札書類が全て揃っている入札参加者の入札参加資格等が本市の要求を満たしていることを確認し、満たしていないと評価された場合は失格とすること。

ウ 入札参加資格を満たしていると評価された入札参加者の入札書類について落札者決定基準に従い、審査を行うこと。

エ 審査された入札参加者の入札書を開札すること。開札は、入札参加者の立会いの上行うものとする。

(ア) 開札日時：平成26年3月下旬（予定）

(イ) 開札場所：決定後、公表すること

オ 入札書に記載する入札金額は、消費税等抜きの金額を記載すること。入札金額が、本市の設定した予定価格を超えている場合は失格とし、その場で当該入札参加者に通知すること。なお、全入札参加者の入札金額が予定価格を超えている場合でも、

再度入札は行わないこと。

カ 入札説明書等で示す要件をすべて満たしている提案をした入札参加者の中から、地方自治法施行令第167条の10の2第1項に規定する総合評価一般競争入札により落札者を決定すること。

キ 本市は、落札者決定基準に基づき、吉川市学校給食センター整備運営事業に関するPFI事業等審査委員会設置規則（平成25年吉川市規則第27号）第1条に規定するPFI事業等審査委員会による提案内容の審査と入札価格を総合的に評価し、落札者を決定すること。

ク 落札者となった入札参加者の代表企業に対して、平成26年3月下旬までに決定通知を行うこと。

(8) ヒアリング等の実施

本市は、入札参加者に対し、平成26年3月中旬に提案書の内容に関するヒアリング等を実施すること。詳細については、該当者に別途連絡すること。

4 入札参加に関する留意事項

(1) 入札説明書等の承諾

入札参加者は、入札書類の提出をもって、入札説明書等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 費用負担

入札に伴う費用は、全て入札参加者の負担とする。

(3) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(4) 契約手続において使用する言語、通貨単位及び時刻

入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(5) 著作権

提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本事業において公表等が必要と認めるときは、本市は提案書の全部又は一部を使用できるものとする。また、契約に至らなかった入札参加者の提案については、本市が事業者選定過程等を説明する以外の目的には使用しないものとする。

(6) 特許権等

提案の中で特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護されている権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用することとしている場合、これらの使用により生じる責任は、原則として入札参加者が負うものとする。

(7) 提出書類の取扱い

提出された書類については、変更できないものとする。なお、審査後、落札者以外の提出書類は返却するものとする。

(8) 本市からの提示資料の取扱い

本市が提示する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(9) 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札参加者の備えるべき参加資格のない者の提出した入札書類

イ 事業名及び入札金額のない入札書類

ウ 入札参加者氏名及び押印のない又は判然としない入札書類

エ 事業名に誤りのある入札書類

オ 入札金額の記載が不明確な入札書類

カ 入札金額を訂正した入札書類

キ 1つの入札について同一の者がした2以上の入札書類

ク 入札書類の受付期間締切までに到達しなかった入札書類

ケ 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書類

コ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書類

サ 予定価格を上回る価格を提示した入札書類

シ その他入札に関する条件に違反した入札書類

5 落札者の決定

本市は、優秀提案の選定結果を踏まえ、落札者を決定する。ただし、優秀提案が複数

ある時は、性能評価点が最も高い者を落札者とする。

6 落札者決定通知及び審査結果の公表

落札者決定後、速やかに入札参加者の代表企業に対して通知するとともに、審査結果を公表する。

7 契約手続

(1) 契約の条件

落札者と本市は、事業契約の締結に関する基本協定書について速やかに合意するとともに、SPC設立後、速やかに仮事業契約の締結を行う。また、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第9条及び吉川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年吉川市条例第6号）第2条の規定により、吉川市議会の議決を要するので、当該仮事業契約は、市議会でこの仮事業契約の締結に係る議案が議決された時に本契約となる。ただし、本市は、当該議案が市議会で議決されなかった場合でも、仮事業契約の相手方に対していかなる責任も負わない。

(2) 契約の解除

落札者決定後、本事業契約に係る議案の議決があるまでの間に、当該落札者が入札参加者の備えるべき参加資格要件に示すいずれかの要件を満たさなくなったときは、当該仮事業契約を締結しないことがあり、又は仮事業契約を締結しているときはこれを解除することがある。

8 その他

その他詳細は、入札説明書等による。